

早稲田大学大学院法学研究科

2012年9月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 地理的表示の保護と地域団体商標－過渡的発現形態説を基軸として－

申請者氏名 今村哲也

主査 早稲田大学教授
早稲田大学教授
東京都立大学名誉教授
明治大学教授

高林 龍
江泉芳信
渋谷達紀
高倉成男

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程 2009 年 3 月に退学した今村哲也氏は、早稲田大学学位規則第 7 条第 1 項に基づき、2012 年 2 月 2 日、その論文「地理的表示の保護と地域団体商標 - 過渡的発現形態説を基軸として -」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2012 年 9 月 10 日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

1 本論文の構成と内容

（1）本論文の目的と構成

1. 本論文の目的

わが国では、発展過程の地域ブランドを保護するために、平成 17 年の商標法一部改正によって、「地域の名称」と「商品（役務）の普通名称」の組合せからなる商標の登録を一定の要件の下で緩和する地域団体商標制度を導入した。地域団体商標制度は幾つかの点で従来の商標制度の原則に変更をもたらすものであるが、そのうち特に重要な特徴は、地域ブランド化を推進する上で既存の団体商標制度の基本的な法的枠組みを用いることを選択したことと、地域の名称を含む商標の登録を一定の要件の下で特に緩和したことの 2 点にある。しかしながら、これらの変更が商標法制度あるいは世界的な地理的表示保護のトレンドとの関係において持つ意味については十分に整理されているとはいえない。

他方、発展過程の地域ブランドを保護する地域団体商標制度のもとで地域ブランドが発展した場合には、その後はどのような枠組みの中で地域団体商標を保護するのが望ましいだろうか。ひとつには、使用による識別力を取得した（商標法 3 条 2 項）通常の商標として登録するという見方と、あるいは、新制度として、欧州で採用されているような地理的表示保護制度の導入を検討したり、米国のように産地名を証明標章制度で保護する制度を採用したりする方向性も考えられる。

本論文は、以上のような問題意識を前提として、地域団体商標制度は国際的に多様な法的形式を有する地理的表示の保護制度の過渡的発現形態であるという考え方に立ち、国際的な地理的表示保護制度の現況も踏まえて、地域団体商標制度のほかに、さらなる別制度を構築する必要があることを検証しようとするものである。

2. 本論文の構成

本論文は全体として、終章を含めて次の 8 章で構成されている。

第 1 章 序論

第 2 章 国際的な地理的表示の発展をめぐる条約の発展

第 3 章 地理的表示等の保護の法的形式

第 4 章 諸外国の地理的表示保護制度

第 5 章 地域団体商標制度の創設とその内容

補論 地域団体商標に関する裁判例—喜多方ラーメン事件—
第6章 地域団体商標制度の理論的含意：過渡的発現形態説
第7章 わが国の制度の方向性：採るべき制度について
終章

(2) 本論文の内容

本論文第1章の序論に続く第2章では、本論文の目的である新たな制度選択の必要性を論じるためには、国際的議論がどのような形態の保護に向かっているのかを確認する必要があるとの認識に立ち、地理的表示の保護をめぐる国際的な動向について詳しく整理している。

まず、TRIPS協定が成立する以前の地理的表示保護に関連するパリ条約、マドリッド協定、リスボン協定等の多国間条約を取上げて、地理的表示に関する国際規範が多国間条約のなかでどのように位置づけられているかを明らかにする。また、WIPO条約案やモデル法など、国際規範の展開を知る上で重要な動きについても言及している。そして、地理的表示の保護について定めるTRIPS協定の一連の規定について、条約交渉の経緯や、幾つかのTRIPS協定のコンメンタールを参照しつつ、条文の文言や趣旨を詳細に分析している。その上で、TRIPS協定成立後、同協定にビルトイン・アジェンダとして組み入れられた交渉事項（多国間通報・登録制度）、及び非交渉事項（ワイン・スピリッツ以外の地理的表示の保護拡大）について、WTO閣僚会議、TRIPS理事会その他において、どのような議論が展開しているのかを調査して、最後に、自由貿易協定（FTA）における地理的表示の扱われ方についても取り上げ、近時の韓国とEUおよび米国における各自由貿易協定における地理的表示関連条項なども含めて検討している。

本章における上記の分析内容は、おおむね次のとおりである。

地理的表示に関連する国際条約の沿革をみると、パリ条約による原産地表示に対する基本的な保護では不十分であったとした同盟国により、パリ条約の特別の取極としてマドリッド協定やリスボン協定等が採択され、批准されたことが分かる。その後、WTOの設立とともにその付属議定書であるTRIPS協定にも地理的表示の保護が規定されるに至った。TRIPS協定では、結果的にすべての産品に対する公衆の誤認を要件とした基本的保護が加盟国の義務となったが、これは大部分の加盟国では従前の国内法の規定でも担保できるものであった。一方で、ワインとスピリッツに関する追加的保護については、わが国を含めて加盟国の法制度に多少の変更を求めることにはなったが、TRIPS協定23条1項の義務は行政上の措置による実施で足りるとされているため、わが国が行ったような手直しの法改正でもこと足りた。

ついでWTO交渉について概観する。WTOは基本的に外交交渉の場であり、その交渉課題は各分野の交渉の最終結果を一括受諾しなければならないとされているため、国際規範の形成を狙うと知的財産法の分野において国際的に歪んだ法制度を生じるきっかけともなりう

るし、この点は、FTAについても同様のことがいえる。もちろん、WTOのような多国間通商交渉において、一定の非貿易的関心事項を交渉対象とすることもある程度は必要である。そして、多国間交渉たる特質から、通商交渉における政治的力学もある程度相対化され、二国間条約の場合よりは、極端な結論が規定に盛り込まれることは少ないといえる。その場合、WTOの一括受諾方式の交渉形態からすると、交渉課題の設定そのものが最大の問題となる。この点、多国間通報登録制度については、TRIPS協定自体に交渉課題とすべきことが明確化されているのでやむを得ないといえるが、すべての製品に対する追加的保護に関しては、これが交渉課題となるか否かは不明確でないため、国家間での合意を得ることが容易ではない。追加的保護の対象産品拡大の問題は、これによりメリットを受ける国家は国際的に伝統的な自国産品が国際的に流通している一部の欧州諸国などの一部の産品に偏ることは明らかであるから、この問題はしばらくの間は進展をしないのではないかと推察される。そして、わが国も、現在の国内産品の地理的表示に関する国内の意識に鑑みると、追加的保護拡大の議論に早急に乗り出すことは避けるべきであるとしている。一方で、ワイン・スピリッツに関する多国間通報登録制度は、2011年になって合成テキストも完成したことから、議論が収束していくことも予想されるため、わが国においてもこれへの対応を予め検討しておくことが必要になる。また、これに連動してワイン・スピリッツ以外の産品に対する多国間通報登録制度へと議論が拡大することも予想されるので、わが国においても通報登録制度に備えた何らかの法的形式による地理的表示の登録制度を備えておくことが今後必要になることを指摘している。

第3章では、地理的表示の保護が多様な形式で実施されていることを確認するため、幾つかの法的方式のモデルを定型分類説や機能的分類説に従った整理をまずは紹介している。もっとも、諸外国の法制度も、当初から地理的表示保護制度を自国で発展させてきたフランスのような国は別として、地理的表示に関する国際的なルールはさほど明確ではない。そのため、地理的表示をめぐる多国間条約や二国間条約などを含む国際条約に準拠した上で、自国の制度を導入するという部分に、特定の制度選択の根拠があるとして、新たな考え方として、国際条約において必要とされる保護レベルにいずれの制度を選択することによって対応するのかということ各制度を分類する制度選択説を提唱している。この説に従って、法制度を分類する場合、将来の国際的な条約との関係で導入すべき国内法はどうかという視点が導き出されることになるとしている。

諸外国の法制度に目を向けると、地理的表示に関しては、団体、保証、証明標章による保護やスイ・ジェネリス型の保護が採用されることも多い。わが国でも、団体商標と原産地の名称の保護に関する議論が起り、結果として団体商標の法的形式を活用した地域団体商標という法制度を創設された。本章では、団体標章と証明標章およびその他類似の用語に関して理論的区分を試みている。しかしながら、パリ条約の規定自体は、原産地の表示を含む標章の保護も含めて、明確なルールを示していないので、団体標章と証明標章で

保護するとしても、各種の態様がありうることを指摘している。他方、スイ・ジェネリス型の保護については、農産物及び食品の地理的表示及び原産地指定の保護に関する理事会規則（理事会規則(EEC)510/2006号）について、保護の目的、保護の対象、出願人の要件、登録の手続、登録の効果を概観したが、各種のメリットとデメリットがあることを明らかにしている。

第4章では、各国の産地表示保護法制について、幾つかの国・地域を取上げて整理している。具体的には、北米（米国、カナダ）、中南米（メキシコ、ブラジル）、欧州（欧州連合、イギリス、ドイツ、フランス、スペイン、イタリア、スイス）、オセアニア（オーストラリア、ニュージーランド）、東アジア（韓国、中国、台湾）における地理的表示保護制度を取り上げている。検討対象は、第3章において述べた制度選択説の観点から、今後の制度選択を検討する上で参照して整理しておく必要性の大きいものとして選択した結果、各国の団体、保証、証明標章制度と、スイ・ジェネリス型の地理的表示保護制度となっている。分析としては、まず、団体、保証、証明標章制度と地理的表示の保護との関係につき概要を述べている。その上で、各国又は地域がどのような形で対処しているかについて、①地理的表示の保護、②団体、証明商標（標章）の主体要件、③団体、証明商標（標章）において地理的表示を保護する上での識別力の考え方（識別力）、④地理的表示等の産地の名称から構成される標章につき、団体、証明商標（標章）を通して権利を有している団体等又はその構成員以外の第三者の使用（第三者の使用）に対する配慮について、それぞれ整理している。

考察の結果、各国・地域の団体商標（標章）の定義は概ね共通しており、特定の団体の構成員に係る商品・役務をそれ以外の者に係る商品・役務と区別するものとして定義されていることが判明した。証明商標（標章）制度を有する国の証明商標（標章）の定義も、需要者に対して当該商品・役務が一定の特性を備えていることや一定の条件・品質を満たしていることを表示するものであるという点で共通している。また、団体・証明商標（標章）の各国制度を概観すると、出願人の適格、権利者自身の使用の可否、使用規則の提出、第三者との関係などについて、通常の商標とは異なる規定が設けられている。ただし、パリ条約が団体標章を一義的に定義していないため、諸外国の団体・証明商標（標章）制度がそれぞれある程度異なっている事実にも注意する必要があることを指摘している。

他方、原産地の表示との関係では、国・地域によって、商標法上の団体、保証、証明商標（標章）制度において識別力の獲得を不要とするなど特別な取り扱いをすることで、原産地の表示を含むことを認める場合もあるが、それを認めていない国・地域もある。もっとも、団体・証明商標（標章）は通常商標と異なり、それぞれ品質保証機能に重点が置かれているため、諸外国の法制においても、商品やサービスの原産地も含めた品質を保証するという点から、これらに原産地の名称の保護を位置付ける場合が多い。

第3章でみたように、公益性を有する産地表示の保護を、通例、一定の団体により登録

される団体・証明商標（標章）制度の枠組みで保護する場合、原産地の表示に内在する識別力の問題、原産地の表示に対する権利を認められた団体による独占の問題についての懸念が生じる。諸外国はその問題を予期し、独占の弊害を抑制する様々な法的手段を用意しつつ、団体・証明商標（標章）制度の枠組みで産地表示を保護することによる利益を得ようと試みている。例えば、産地表示の登録を認める場合、権利者となりうる適格につき、通常商標と異なる要件を設け、あるいは商標登録の際に、商標の使用に関する団体の規則を公的な機関（官庁等）の審査の下に置く場合が多い。また、産地表示の公益的側面から、団体の規則において、構成員となる資格を外部に解放するよう義務付け、あるいは、団体の構成員以外の第三者にも一定の要件の下では自由に使用でき、それには禁止権が及ばない旨を定めることが一般的である。

また、原産地の表示については、商標法とは別の保護制度の枠組みによって位置づけられている場合もある。そしていずれの保護制度であっても、その保護に厳格な要件（出願や使用の条件等）を設け、あるいは同一産地の第三者による善意の使用が保護されるとの前提で登録可能とする等の利害調整規定が設けられている。

商標型かスイ・ジェネリス型の保護かは、二者択一なものではないことも明らかである。欧州では、理事会規則に基づく地理的表示保護制度とそれを導入した各国国内法と、地理的な原産地の名称も表示も登録可能な共同体団体商標制度とが少なくとも併存しているし、国によっては、原産地の表示の登録を認める団体と、証明商標（標章）制度とが並存している状況にあることが判明する。ただし、諸外国の制度を概観すると、原産地の表示について登録を認めている場合、公的・私的のいずれかの審査機関が、地理的表示の実体審査を行い、登録をしている実態がある。こうした諸外国の趨勢は、将来において国際的に想定される制度との関係を考えてとくに、これらの国・地域の何らかのアドバンテージとなるということは、考慮しておく必要があることを指摘している。

章の最後で、表を作成して各国の法制度を比較し、地理的表示の保護に関して、商標型・スイ・ジェネリス型のいずれの法的形式による保護も用意されていないのは、調査した諸国のなかではわが国だけであることを指摘している。

第5章では、平成17年の商標法一部改正により導入した地域団体商標制度について分析している。地域団体商標制度を導入した本改正の経緯とその内容について立法資料や立法担当者の解説を参照しながら概観するとともに、本制度を運用する上で考慮すべき幾つかの点について述べている。具体的には、はじめに、地域団体商標制度の導入の経緯について述べた上で、改正の目的、他の法的アプローチとの関係、地理的表示保護制度との関係について述べている。そして、要件論については、地域団体商標の登録要件として、主体要件、構成員に使用をさせる商標、周知性、商標の構成、商品・役務と地域との密接関連性、およびその他の登録要件について説明をしている。加えて、出願の変更、商標権の効力、差止め及び損害賠償等、先使用に係る権利、商標権の効力が及ばない範囲、移転・使

用権の設定の制限，そして異議申立・無効審判・取消審判についても述べている。

地域団体商標制度は幾つかの点で従来の商標制度の原則に変更をもたらすものであるが，そのうち特に重要だといえる特徴は，地域ブランド化を推進する上で，幾つかの政策上の選択肢から，既存の団体商標制度の基本的な法的枠組みを用いることを選択したことと，地域の名称を含む商標の登録を一定の要件の下で特に緩和したこと，この2つの点にあると考えられる。

なお，本章では，補論として，地域団体商標における緩和された周知性の要件の該当性が争われた喜多方ラーメン事件も紹介している。喜多方ラーメン事件は，「福島県喜多方市におけるラーメンの提供」を指定役務として出願された本願商標「喜多方ラーメン」は，地域団体商標における周知性要件を具備していないとした拒絶査定不服審判を維持した事例である。喜多方ラーメン事件を紹介したのは，2012年1月1日現在，地域団体商標に関する裁判例はこの1件だけであるとともに，本件は，地域団体商標制度に関する周知性という重要な問題を取り扱ったものとして，これについて触れておくことが有益であるからであるとしている。

第6章では，地域団体商標制度の理論的な含意について整理している。立法担当者は，地域団体商標制度と地理的表示保護制度との関係を意識していなかったようであるが，実際には保護対象が類似していることから，保護の交錯と思わぬ波及的効果が生じる可能性がある。本章ではこのような観点に基づいて考察を行っている。はじめに，本制度の理論的な含意について，産業政策説，行為規制定型化説，そして自説である過渡的発現形態説があることについて述べている。そして，自説の結論を補強するために，前章までの考察を前提として，地理的表示及びそれに類似する概念の条約上の意義や，実質的關係性と形式的關係性という区別，原産地名称・地理的表示ルールの法的な発現形式について分析するとともに，第4章に基づく諸外国の法制度の分析についても言及している。最後に，地理的表示制度の固有のメリットと今後の方向性や，国際的な対応について注意すべき点についても示唆している。

本章の要点である，過渡的発現形態説について簡潔に説明すると，次の通りである。

地域団体商標制度は，いわゆる地理的表示の登録制度とは異なるものとして制度設計された。しかし，地域団体商標制度が運用され発展するのにともない，商品（役務）と地域の名称との実質的關係性が深化していくことが当然に予想される。一方，地理的表示保護制度は国際的にみても多様な法的発現形態を有している。そのため，地域団体商標は，商標法の規範領域に含まれることに加えて，制度運用の結果としても，また法的性質の面からも，地理的表示保護制度の規範領域にも含まれる可能性を有している。その意味で，本論文では，地域団体商標をして，法制度上の多様な発現形態を有する地理的表示保護制度の過渡期的な発現形態である，と形容したものである。そうした性質のものである以上，地域団体商標という保護対象は，商標法制度と地理的表示保護制度との規範の交錯領域に

含まれることになる。その結果、法の適用に際しては、商標法制度上の考慮のみならず、地理的表示法制度の規範内での要請、特に条約上の要請にも対応しなければならない状況が生じうることになる。

第7章では、地域団体商標制度の現状を確認した上で、地域ブランドを保護するために地理的表示保護制度などの別の制度が(追加的に)必要であるかということについて、①地域団体商標制度以外の別の制度が是非とも必要とされるかどうかという積極的理由の有無、②別の制度を採用しても特に不都合がないかどうかという内在的な消極的理由の有無、③現在の地域団体商標制度に不都合がないかどうかという外在的な消極的理由の有無を踏まえた上で、結論を述べている。

まず、①の積極的理由の有無については、現行の地域団体商標制度に加えて別の制度を重複的に設けること自体の積極的なメリットの有無について述べている。その上で、地域ブランドを保護する地域団体商標制度とは別の制度として、具体的には、欧州型の地理的表示登録制度のようなものが考えられるところ、欧州型の地理的表示登録制度が保護する利益の本質には何があるのかということについて明確にしている。そのことにより、地理的表示保護制度が必要となる積極的理由の有無を確認している。この点については、Hughes の整理をもとに、「地域名称を含む標章のもつ機能」について整理することにより、欧州がなぜ欧州型の地理的表示保護制度を正当化しようとするのかを検討している。また、地理的表示保護制度には普通名称化の回避という点でメリットがあるという議論があるが、この点も地域団体商標の普通名称化の問題にも触れながら検討している。

次に、②内在的な消極的理由としては、現行の地域団体商標制度があるにもかかわらず、地理的表示保護制度等、地域ブランドを保護する他の制度を重複して設計しても不都合がないのかどうかという内在的な消極的理由について論じている。その上で、具体的な制度として、地理的表示保護制度を取り上げて、そのデメリットとして議論されている部分について整理し、同制度を採用することから生じるデメリットがないかどうかという内在的な消極的理由の有無を検討している。

そして、③については、地域団体商標制度に不都合な点はないかという点について、地域団体商標の出願人適格の問題に関連して、地方公共団体の出願人適格という立法論や、全国農業協同組合連合会の出願人適格、外国法人の取り扱いについても言及することにより、現在の制度の不都合性の有無に関する考察の補強を行っている。

最後に、これらの検討を総合的にみて、地域ブランドの保護に関する制度選択の方向性について一定の結論を述べている。

本章の要点をまとめると、次の通りである。

地域団体商標の現状とその評価については、地域ブランドの保護に対する需要を大規模に顕在化し、今後の政策選択の幅を広げた点において一定の成果をあげていると評価することができる。その上で、発展した地域ブランドを保護するための別制度を設ける必要性

について幾つかの観点から総合的に考察した。まず、別の制度を追加的に導入することの積極的理由の有無については、仮に地理的表示保護の国際的枠組みが拡大した場合には別の制度を追加する必要があることを指摘した。また、欧州型の地理的表示制度が有するといわれるテロワール（ワイン造りの環境）の保護というメリットについては、品質に対するコントロールの在り方によっては地域団体商標制度でも土地と品質の結合を保護していくことは可能であるとしている。他方、普通名称化の回避というメリットについても、仮に一般的産品を含めて登録された地理的表示は普通名称化しないというような条約上の取り決めがなされた場合にはメリットがあるとしたが、そのような可能性はいまのところあまりないことにも言及している。

次に、別の制度を追加的に設けることのデメリット（内在的な消極的理由）の有無については、別制度の追加が特に排除されている訳ではないこと、また、地理的表示の登録制度のデメリットであるコストの問題や、地理的表示保護制度は地域の名称を含む表示のもつ機能の制約となる点についても、どれだけ幅広く権利を認めるのかということにもよるとして、制度設計の仕方次第であることを示唆している。

最後に、地域団体商標制度の問題点（外在的な消極的理由）の有無については、地域団体商標の出願人適格との関係で、地方公共団体の出願人適格、全国農業協同組合連合会の出願人適格、外国法人の出願人適格とその取扱いについてそれぞれ検証している。地方公共団体の出願人適格の拡大について立法論としては有りうるとしたものの、現行法でも妥当な運用は可能であるとし、その他の課題についても、実務上の運用や裁判例等を紹介することにより、現行制度が不都合といえるまでの問題にはなっていないことを示唆している。但し、地域ブランドとして発展し全国的に著名となった地域団体商標の保護の在り方として、通常商標として登録するという方向を推奨することについては、疑問なしとしなしていないとしている。また、酒税保全法の産地指定制度や商標法4条1項17号における産地指定など、TRIPSへの対応と諸外国で不利益に扱われないようにするように設けた地理的表示登録制度が、網羅的なリストでないばかりに、逆に諸外国から「限定列挙」として扱われ、他のワイン・スピリッツが不利益に取り扱われてしまう可能性についても言及している。

以上の検討から、地域ブランドの保護に関する制度の在り方を次のように指摘している。仮に、多国間通報登録制度の確立や一般的産品への追加的保護の拡大など、地理的表示保護制度が国際的に強化されたとする。その場合には、わが国が保護を求める地理的表示を国際的に明確にしておく必要があり、土地と品質との結合を法的に保証するわけではない地域団体商標制度の他に、何らかの別制度を設ける必要がある。別制度の設定はそのような状況になってからでも足りると思われるが、他方でそうした制度を先取りして追加的に設けることに、特段の不都合もないと思われる。諸外国の審査機関が職権調査で認識可能な制度であればどのようなものでも構わず、地理的表示保護制度に抵抗があるとすれば、米国型の証明標章制度のようなものでもよいとして、いずれの方策をとるにしても地域団体商標制度のもとで発展した地域ブランドが保護を受ける表示の主要なリソースとなる可

能性があるとしている。

終章では、本論文全体の考察を踏まえて、筆者の主張となる結論を短くまとめている。その結論を簡潔に述べるならば、地域団体商標制度のほかに、さらなる別制度を構築する必要性が高いということである。振り返って考えてみるならば、2005年に採用した地域団体商標という選択は、理論的にみて、重要かつ有効な、絶妙の制度選択であったともいえる。仮に証明商標制度を導入していたとする。その場合、証明団体は、ライセンスの開放的性質から、使用規則に適合する者にライセンスを与えなければならない。その結果、特定の団体が識別力を獲得するのが非常に困難となったであろう。ひいては、特定の地域の団体が団体商標として地域ブランドを取得することを将来的に奪ってしまった可能性があった。しかし、まず、地域団体商標制度に基づいて、各地域の地域ブランドの掘り起しを行ったため、今後、米国型の証明標章制度を追加的に導入することも困難ではないし、現在の制度に加えて団体商標制度を活用することもできよう。また、スイ・ジェネリス型の地理的表示を保護するという制度選択の余地も残されている。現状においてわが国の地理的表示の候補となりえる地域ブランドがある程度確立したといえるのであれば、国際的な連続性を有するさらなる別制度を構築するべきであろうとして、本論文を結んでいる。

2 本論文の評価

本論文第1章の序論に続く第2章「国際的な地理的表示の発展をめぐる条約の発展」は、地域ブランドを保護することを目的としてわが国では「地域団体商標制度」が導入されているものの、国際的な地理的表示保護制度としては過渡的発現形態であるとの認識に立って、新たな制度をどうすべきかを検討する前提として地理的表示をめぐる国際的な動向を整理するものである。検討対象は、パリ条約、マドリッド協定、リスボン協定等の代表的な多国間条約、WIPOによる地理的表示の保護に関するモデル法（1965年）および地理的表示の保護に関する条約案（1975年）のほか、TRIPs協定における地理的表示保護、数次のWTO閣僚会議における議論、各種の貿易協定（FTA・EPA）における規定等にまで及び、規定の詳細な紹介がなされている。それらの中には筆者が自ら翻訳した資料が多く含まれている。極めて多様な規定を検討の俎上に載せており、多くの時間と労力を使って資料を收拾し、翻訳をしていることがうかがえる。この資料は、農林水産物や食品を地域特産品としてブランド化し、価値を付加するための制度を検討する農林水産省の地理的表示保護制度の検討にとって大いに参考とすべき資料となるであろう。新しい資料も多く集められ、その価値は高く評価できる。

第3章と第4章は一体をなすものといってよく、国際条約等の要請に沿ってわが国でも、ワイン・スピリッツの多国間通報・登録制度の創設や、その一般産品への追加保護の拡大に備える必要があるとの明確な目的意識に基づいて、諸外国の地理的表示等の保護制度を調査・分析したものである。目的意識が明確であるからこそ、多くの国のかつ法的には必ずしも分類が容易でない諸制度の調査・分析が可能になったものといえる。まず、地理的

表示等の保護制度の分類法として、新たな制度選択説に拠ることを提唱し、これによって、その場しのぎ的に構築されてきたようにみえる地理的表示等の保護制度を、明快に分類することに成功している。つぎに、わが国としても前述の多国間通報・登録制度等の創設に備えるために、諸外国で採用されている団体・証明商標登録制度と、欧州型の固有の制度に絞ってこれを調査する必要があるとして、要領よく紹介し分析して、その結果を一覧表にしている。これらの調査結果は資料的価値が高いばかりでなく、いずれの制度も未だ導入していないわが国の現状に対する批判となっている。このことは、次章以下で、わが国で新たに導入された地域団体商標制度の捉え方とその将来の在り方に対する自説を展開するうえで、極めて重要な意味を有しており、慎重で丁寧な分析手法は、自説に説得力を提供する基礎研究として、評価することができる。

第5章においては、産業構造審議会に置かれた商標制度小委員会での議論、衆議院経済産業委員会の議事録、立法担当者の解説を資料として、地域団体商標制度の立法経緯と制度の内容について紹介している。参照した資料が限られているのは、ほかに資料といえるようなものが存在しないことによるものである。筆者は、これらの資料を隅々まで丁寧に読み込み、制度の概要を明確に描き出している。この点は第5章の論述の優れたところである。

第6章において筆者は、地域団体商標制度の理論的含意について、「産業政策説」と「行為規制定型化説」を挙げた上で、自説の「過渡的発現形態説」を提示している。これらの説は必ずしも本質的に対立するものではなく、着目する観点の違いに由来するものにすぎないともいえるが、その検討過程において、政策担当者や研究者が見過ごしてきた「世界的な地理的表示保護制度のトレンドとの関係」における地域団体商標制度の持つ意味を明らかにし、わが国においてもいずれ「別の制度」が登場する可能性があることを強調した点において、筆者の説には着眼点の新規性があるものと評価できる。

続いて第7章において筆者は、今後の地域団体商標制度の変化に関し、「別の制度」の選択肢として、団体・証明商標や、欧州型の固有の制度を例示し、利害得失を論じている。ここに示されている選択肢それ自体に新味はないが、欧州型の固有の制度の導入は国際貿易において欧州を一方的に利する可能性があるとの警告は、現在「別の制度」の創設を検討している政府当局に早急に届けられるべき卓見である。また、3.4以下で指摘している「地域団体商標制度の問題点（外在的な消極的理由）」についての論考の成果は、地域団体商標制度の見直し及び「別の制度」の創設の作業にとって有益であると思われる。

筆者は、第7章の最後で「別の制度」の必要性自体について別途論じ、結論として、地理的表示保護の国際的枠組みが拡大した場合には、わが国も「何らかの別の制度」を設ける必要があると指摘している。「別の制度」の創設は論理的には地域団体商標制度が永続的に併存する可能性を排除しないはずであるから、これを「過渡的」と形容することについては疑問なしとしないものの、地域団体商標制度がそれ自体の中に「別の制度」の登場を必要とする必然性を内包しているとの見立ては的を射ており、その見立てを強調するため

に、地域団体商標制度を含むわが国の現在の法的枠組み全体が「過渡的」であるという意味を込めて地域団体商標制度を「過渡的」と形容することは、十分首肯できるところであると考えられる。

もっとも、本論文にも問題がないわけではない。たとえば、地域団体商標制度は景品表示法上の公正競争規約の制度と類似したところのある制度であるが、本論文にはそのような着眼がないことである。比較の対象との関係で制度を相対的に捉えながら、制度の運用に対する公的規制の在り方はどうあるべきであるかといったことを検討する視点があってもよかつたのではないか。また、地域団体商標制度導入時の特殊な事情に目を配ったうえで、この制度自体の運用の将来の在り方を検討するという視点があれば、論旨に幅が出たように思われる。

以上のように、本論文には問題点がないわけではないが、それらは、本論文が主題とした問題意識との関係での検討の重点の置き方にかかわる事項であったり、あるいは今後の課題というべきものであり、本論文の総合的な評価を左右するものではない。その場しのぎ的に構築されてきたようにみえる地理的表示等の保護制度を制度選択説との考え方に拠って分類し、さらにわが国の地域団体商標制度の世界の地理的表示等の保護制度の中での立ち位置を正確に評価したうえで、その将来の在り方への提言に至る本論文は、地域団体商標制度の総合的な研究として、高く評価することができる。

3 結論

以上の審査の結果、後記の委員は、本論文の提出者が課程による博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2012年9月10日

審査委員

主査	早稲田大学教授	高林 龍
	早稲田大学教授	江泉芳信
	東京都立大学名誉教授	渋谷達紀
	明治大学教授	高倉成男